

岡山県困難な問題を抱える女性支援団体立ち上げ支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県困難な問題を抱える女性支援団体立ち上げ支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、困難な問題を抱える女性への支援として、特定非営利活動法人等（以下「NPO法人等」という。）が、相談対応や自立支援の取組みを継続的に実施することができるよう、県が立ち上げに係る経費を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 県は、第4条第1項に定める者が、前条に定める目的の趣旨に則り、困難な問題を抱える女性への支援を目的に、困難な問題を抱える女性を対象として、県内市町村において第4条第2項に定める活動を継続的に行うための体制整備に対し、その経費を補助する。

2 体制整備に関し、同一の補助対象経費について他の補助を受ける場合には、本事業の対象とはならない。

(補助対象事業者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。（ただし、既に困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体を除く。）

- (1) NPO法人等の民間団体で、事業を誠実かつ確実に実施できる団体であること。
- (2) 代表者を明らかにすること。
- (3) 定款、規約、会則など団体の組織・運営に関する規則又はこれに準ずるものを定め、予算経理を明らかにすること。
- (4) 営利を目的とした事業としないこと。
- (5) 特定の政治的又は宗教的活動を行う団体でないこと。
- (6) 団体には、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が関与していないこと。
- (7) 事業の実施により知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、その利用目的以外に利用し、又は提供しないこと。

2 補助の対象となる団体の活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性（DV被害、経済的困窮、虐待、性暴力・性被害、性的搾取、ストーカー被害、予期せぬ妊娠など）を支援対象とすること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援として、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等による相談や、必要に応じて面接を実施するなど、相談者のニーズに合わせた相談体制を整えること。
- (3) 困難な問題を抱える女性に対して、居住、就業、福祉サービス等の情報提供や助言を行い、必要に応じて関係機関への同行支援や連絡調整を行うこと。

(事業実施の留意事項)

第5条 補助対象事業者は、事業の実施に当たり、次に定める実施体制を整えなければならない。

- (1) 支援開始から3年間以上は継続して実施すること。
 - (2) 相談や支援にあたり、利用料は無料又は低額（実費相当額程度）とするなど、困難な問題を抱える女性の経済的な負担軽減に配慮すること。
 - (3) 責任者1名のほか、安全確保等に配慮した必要な数の運営スタッフを配置すること。
 - (4) 周囲の環境や運営時間、利用者の安全確保に配慮すること。
- 2 補助対象事業者は、事業の実施に当たっては、必要に応じて、支援を要すると見込まれる女性に関し、女性相談支援センターや福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、医療機関等、地域の関係機関への情報提供を行うなど、連携を密にするものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。